

技能実習生の受入人数枠/年間

第1号（1年間）		第2号（2年間）	優良基準適合者		
			第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
基本人数枠		基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
実習実施者の常勤職員総数 （週30時間以上 5日以上） 年間217日以上勤務	技能実習生の人数				
301人以上	常勤職員総数の20分の1				
201人～300人	15人				
101人～200人	10人				
51人～100人	6人				
41人～50人	5人				
31人～40人	4人				
30人以下	3人	※50人以下の企業では、技能実習生が受入企業の常勤職員総数を超えることはできません。 ※常勤職員総数が2人以下の企業の場合、常勤職員総数を超える人数を受入れることはできません。 ※常勤職員数に技能実習生は含めません。（常勤役員は含みます）			

最初の年に技能実習1号を3名受入れた場合、二年目になると最初の3名の技能実習1号の技能実習生が技能実習2号に移行します。すると、また3名分の技能実習1号の枠が空くため、そこに技能実習1号を新たに3名受入れることができます。

毎年3名ずつ新しく受け入れるとすると、連続で受入れる場合は、三年目から技能実習1号と技能実習2号を合わせた最大9名を受入れることができます。

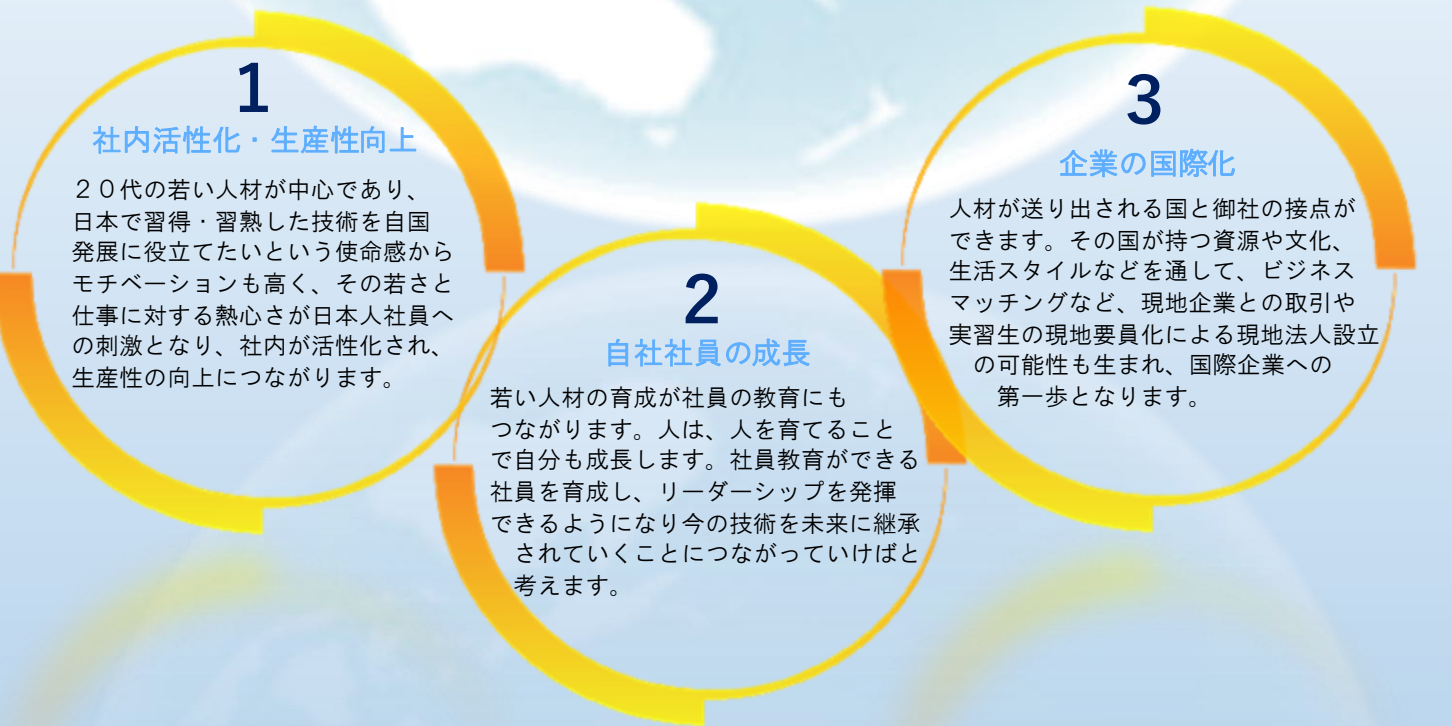
※建設業については国土交通省の基準に則って受入可能です。

受入企業様のメリット

技能実習生は若く真面目で向上心があるため若年層の定着率が低い今、技能習得に熱心な技能実習生を育成し継続的に受入れることで高齢化していく職場に於いても生産性の向上や職場の活性化につながります。

そして技能実習生の母国の産業界発展への貢献と同時に社内の国際交流により国際理解を深める良い機会になります。

また帰国後の技能実習生との交流を通じて現地情報や人間関係の活用により国際ビジネスへの展開を視野に入れる企業様も少なくありません。



組合概要

■名称	中小企業絆交流協同組合
■所在地	〒266-0026 千葉県千葉市緑区古市場町423-1 TEL:043-208-7511 FAX:043-208-7512
■代表者	代表理事 吉岡 正晴
■事業目的	1.組合員の行う建設工事の受注斡旋 2.組合員の取り扱う資材等の共同購入 3.組合員のためにする損害保険代理業 4.組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業 5.外国人技能実習生受入に係る職業紹介事業 6.組合員のためにする特定技能外国人支援事業 7.特定技能外国人に係る職業紹介業 8.組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 9.組合員の福利厚生に関する事業 10.前各号の事業に附帯する事業
■設立	平成25年8月1日
■所属団体	千葉県中小企業団体中央会 財団法人国際人材協力機構
■許可	警察庁 関東地方整備局 関東運輸局 関東経済産業局 関東農政局 千葉県知事
■許可種別	外国人技能実習生共同受入事業・一般監理事業(許可番号1704001297) 特定技能外国人支援事業・登録支援機関(19登-001717) 職業紹介事業・届出番号(12-特-000084)



日本とアジアの架け橋に・・・

外国人技能実習制度ご案内



中小企業絆交流協同組合 KIZUNA

HP : <https://kizuna-or.net> Email : info@kizuna-or.net



ご挨拶

当組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつその経済的地位の向上を図ることを目的としています。

長年、受入事業を行ってきた経験により、有能な人材を見極める実績が多数あり諸外国ごとの選定ノウハウで、ニーズに合った人材を選びだします。

当組合が委託している一般社団法人絆国際人材支援機構の日本語研修センターにて、プロの講師によるわかりやすい日本語講習を行い、技能実習生の日本語の勉強もサポートしております。また、当組合では、語学だけでなく日常の生活面においても技能実習生の教育に力を入れており、問題が発生する頻度も少ないことから、企業様の満足度が高くなっていると考えております。

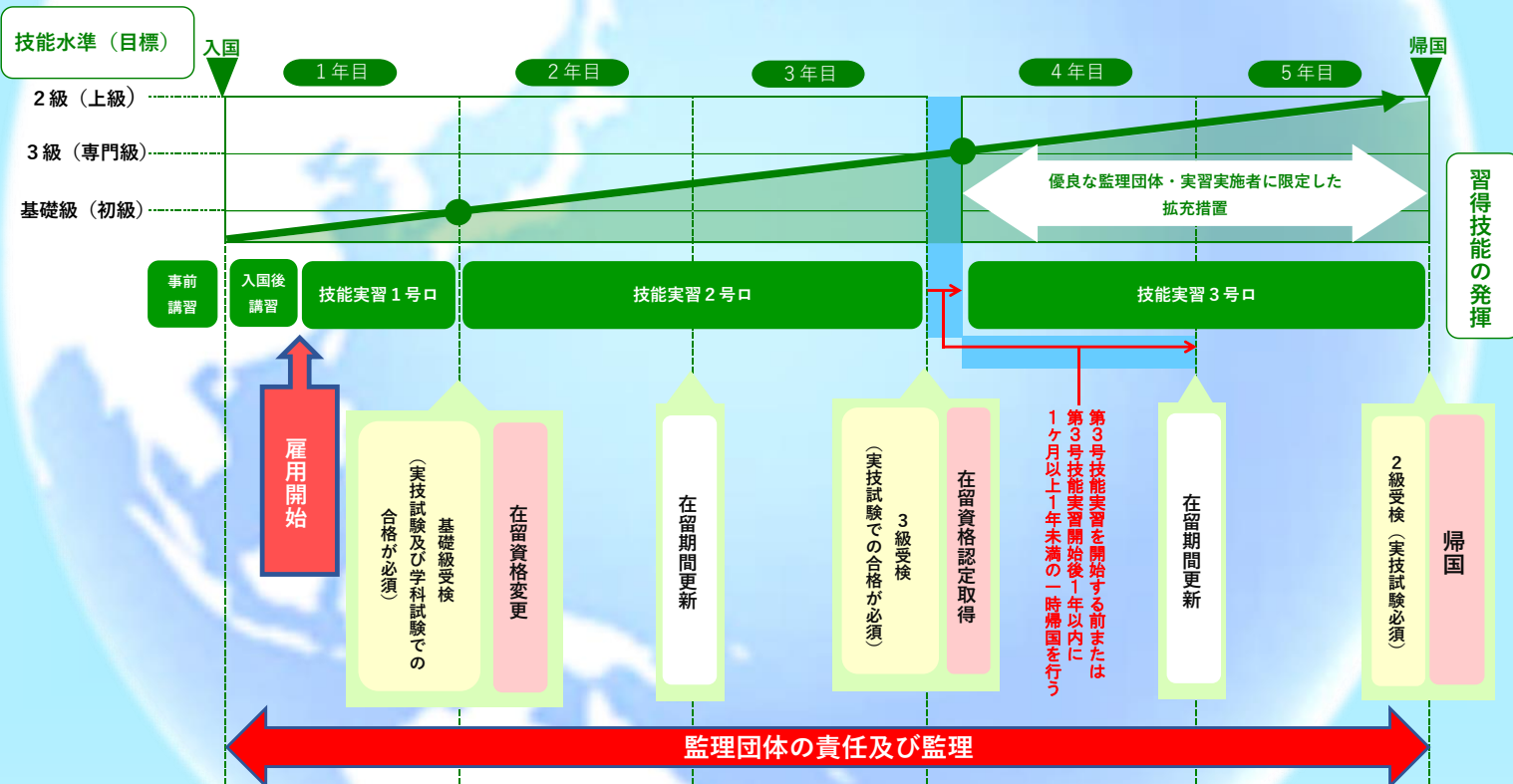
文化の違いに慣れない技能実習生もいる為、ご配属後のケアとフォローをしっかり行い双方にとってメリットのみを吸収して頂けるように努力させて頂きます。
どんな些細な事でもお気軽にご相談ください。

技能実習制度とは

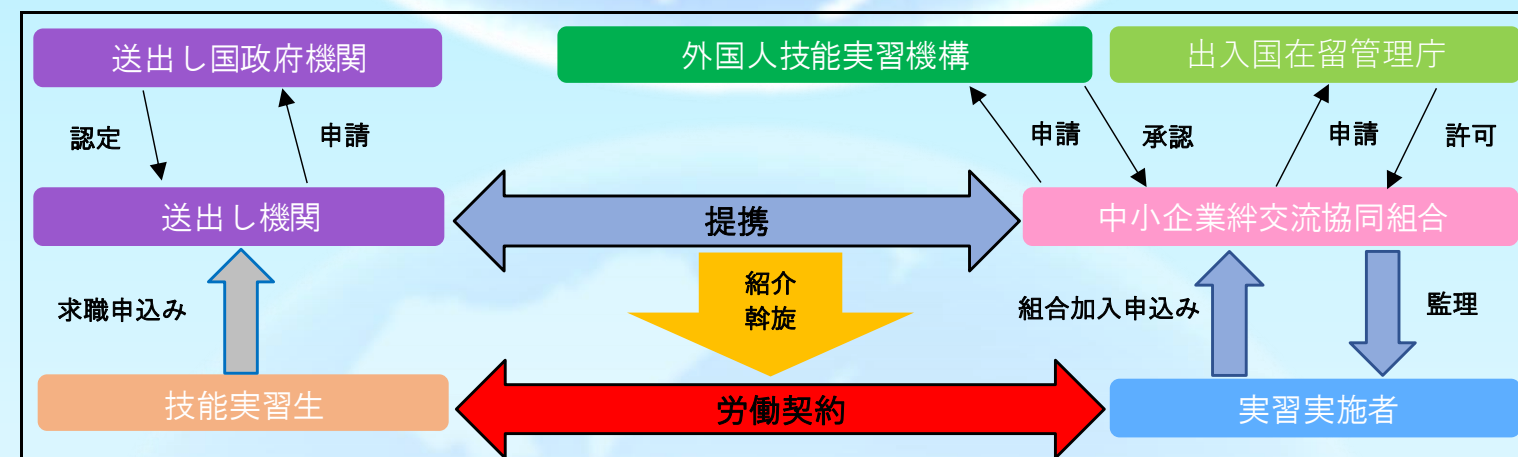
外国人技能実習制度は、最長5年の期間において、技能実習生が日本の企業と雇用関係の下、実際の実務を通じて実践的な技術や技能・知能を学び、帰国後母国の経済発展に役立ててもらふことを目的とした公的制度です。
本制度は、諸外国の産業発展に寄与する人材の育成を目的としています。

外国人技能実習制度の流れ(団体監理型受入れ)

外国人技能実習生は入国して1年間は「技能実習1号口」という資格で実習をし、入国してから約9ヶ月で技能検定(学科・実技)という検定試験を受けます。
合格できたら技能実習2号への移行手続きを行い、2年目と3年目は「技能実習2号口」という資格で実習を行います。



団体監理型の受入体制図



お申込みから採用までの流れ

